

令和7年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

問

本庁舎公文書管理室（44 番窓口）

TEL

0857-30-8106

FAX

0857-20-3945

■情報公開制度
▶開示請求者の内訳

区分	個人	法人・団体	合計
市内在住者	66	177	243
市外在住者	28	85	113
合 計	94	262	356

▶開示請求の対応状況

実施機関	全部開示	部分開示	不開示	対象文書なし	請求拒否	合計
市長	59	260	2	8	0	329
教育委員会	0	4	0	0	0	4
選挙管理委員会	0	2	0	0	0	2
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	1	0	0	0	1
農業委員会	0	12	0	0	0	12
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
水道事業管理者	4	1	0	0	0	5
病院事業管理者	1	1	0	1	0	3
議 会	0	0	0	0	0	0
合 計	64	281	2	9	0	356

※公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会に対する開示請求はありませんでした。

▶審査請求の状況

※実施機関の決定に対する審査請求はありませんでした。

■個人情報保護制度
▶開示請求の対応状況

実施機関	全部開示	部分開示	不開示	対象文書なし	請求拒否	合計
市長	23	28	1	7	0	59
教育委員会	0	1	0	0	0	1
合 計	23	29	1	7	0	60

※市長部局、教育委員会以外への開示請求はありませんでした。

▶審査請求の状況

※実施機関の決定に対する審査請求はありませんでした。

【郡山市交流事業】
海老根和紙で
ミニ灯ろうを作ろう

問

本庁舎文化交流課（34 番窓口）

TEL

0857-30-8022

FAX

0857-20-3040

MAIL

bunka@city.tottori.lg.jp

姉妹都市である郡山市の小学生と、オンラインで交流しながら、郡山市の伝統工芸品「海老根伝統手漉和紙」を使ったミニ灯ろうを作ります。

と き 7 月 25 日（土）10:00 ～ 12:00

ところ 麒麟 Square 2 階多目的室 1

対 象 市内在住の小学生

定 員 30 人 ※要予約・先着順

参加料 無料

申込み 7 月 15 日（水）までに電話・電子メールで申し込み



新規 LED 防犯灯

問

本庁舎協働推進課（27 番窓口）

TEL

0857-30-8176

FAX

0857-20-3919

対 象 令和9年度に新たに防犯灯設置希望の町内会

申込み 7 月 31 日（金）までに持参・郵送で受け付け ※写真が判別できないため、ファクシミリでの受付不可（問い合わせは可能）

※詳しくは協働推進課、または地域の総合支所へお問い合わせください。

鳥取市住民参画型バス停上屋
整備事業費補助金

問

本庁舎交通政策課（54 番窓口）

TEL

0857-30-8326

FAX

0857-20-3953

自治会などが主体となり、バス停上屋を整備、修繕される場合に、その費用の一部を支援する制度を設けています。

補助金額 バス停上屋 1カ所につき、事業費の 3 分の 2（上限 100 万円）

対 象 翌年度以降に着工する事業

※本補助金の活用を検討されている場合は、8 月 31 日（月）までに交通

政策課へ事前相談をお願いします。詳しくは本市公式ウェブサイトをご覧ください。



住宅の固定資産税減額制度

問

本庁舎固定資産税課（21 番窓口）

TEL

0857-30-8158

FAX

0857-20-3920

お住まいの住宅の改修を行った場合、次の固定資産税の減額制度があります。

■耐震改修に伴う固定資産税の減額

耐震改修工事が完了した年の翌年度 1 年間に限り、床面積 120 平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の 2 分の 1 を減額。

※長期優良住宅化リフォームを行った場合は家屋の固定資産税の 3 分の 2 を減額。

■バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

高齢者などがお住まいの住宅で、バリアフリー改修工事が完了した年の翌年度 1 年間に限り、床面積 100 平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の 3 分の 1 を減額。

■省エネ改修に伴う固定資産税の減額

窓の断熱などの改修工事が完了した年の翌年度 1 年間に限り、床面積 120 平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の 3 分の 1 を減額。

※長期優良住宅化リフォームを行った住宅は家屋の固定資産税の 3 分の 2 を減額。

【減額を受けるための手続き】

窓口でお渡しする申告書に必要事項を記入し、必要書類を添付して、工事完了後 3 カ月以内に申告してください。

減額には一定の要件があります。詳しくは本市公式ウェブサイトをご覧ください。



- ・減額措置を受けることができるのは 1 戸につき 1 度限り
- ・例外として「バリアフリー改修」と「省エネ改修」の減額措置は併せて受けることが可能
- ・都市計画税は減額の対象外

インターネット公売

問

本庁舎収納推進課（21 番窓口）

TEL

0857-30-8161

FAX

0857-20-3920

【参加申込期間】

7 月 9 日（木）13:00 ～ 21 日（火）23:00

【入札期間（せり売形式）】

7 月 27 日（月）13:00 ～ 29 日（水）23:00

詳しくは、本市公式ウェブサイト（インターネット公売）、KSI 官公庁オークションなどでご確認ください。

※公売を中止する場合があります。ご了承ください。

Pick up information

ピックアップインフォメーション

とっとりまるごと暮らし応援券「とりまるチケット」
使用期間にご注意ください

問

とっとりまるごと暮らし応援券コールセンター（平日 9:30 ～ 17:00）

TEL

0570-036-037

FAX

0857-21-2889

とっとりまるごと暮らし応援券「とりまるチケット」の使用期間は、電子版チケットは 7 月 31 日（金）まで、紙版チケットは 8 月 31 日（月）までです。対象店舗で期限内にご利用ください。

そのまま利用することなく使用期限を迎えたチケットは失効となり、返金されませんのでご注意ください。



【チケットの使用期間】

電子版チケット（PayPay）：7 月 31 日（金）まで
紙版チケット：8 月 31 日（月）まで

※詳しくは特設サイトをご覧ください。

令和 8 年度の介護保険料

問

本庁舎長寿社会課（13 番窓口）

TEL

0857-30-8212

FAX

0857-20-3906

問

各総合支所市民福祉課

TEL

・

FAX

10 分

■令和 8 年度の介護保険料

65 歳以上の人の介護保険料の額や納付方法については、7 月中旬にお送りする納入通知書でお知らせしますので、必ず内容をご確認ください。

※令和 8 年度の特例（給与所得のある人）

令和 7 年度税制改正により給与所得控除の最低保障額が引き上げられましたが、今年度の介護保険料に限っては、控除が税制改正前のものとして算定します。また、課税状況の判定においても、特例的な調整を行います。

■介護保険利用者へ負担割合証をお送りします

8 月からの介護サービスの利用者負担の割合（1 ～ 3 割）については、要支援・要介護認定を受けている人と事業対象者に該当する人へ 7 月中旬にお送りする「介護保険負担割合証」（黄緑色）でご確認ください。

なお、介護保険負担割合証の有効期間は 8 月から翌年 7 月までの 1 年間です。